

平成 2 9 年度第 1 回宗像市都市計画審議会

＜第 1 号議案＞

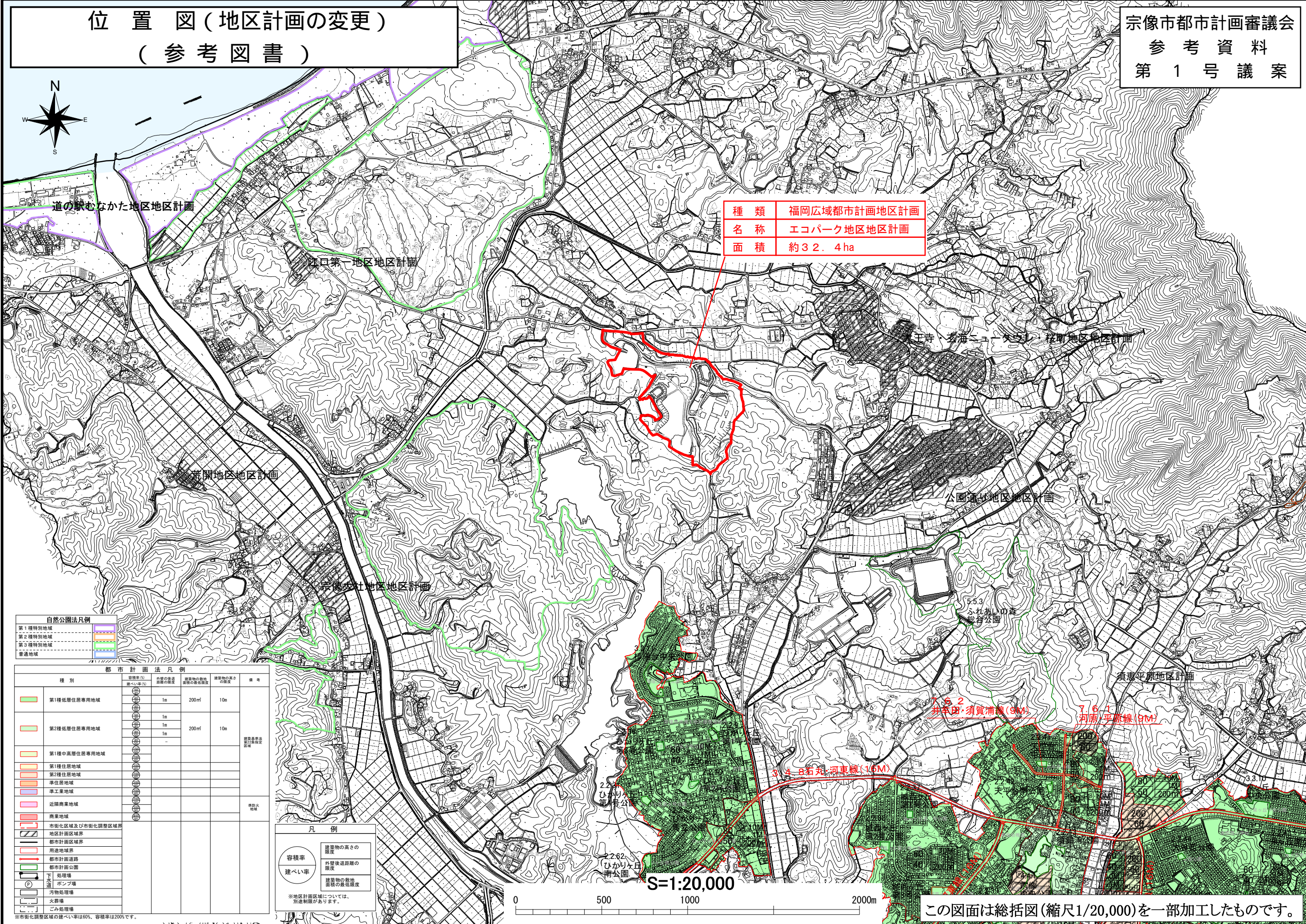
福岡広域都市計画地区計画の変更

(宗像市決定)

参 考 資 料

位置図（地区計画の変更）
（参考図書）

宗像市都市計画審議会
参考資料
第1号議案



福岡広域都市計画 地区計画の変更
(宗像市決定)

エコパーク地区地区計画

新旧対照図
(参考図書)

宗像市都市計画審議会
参 考 資 料
第 1 号 議 案

旧



新



工場関連地区
約14.2ha

清掃工場地区
約18.2ha

工場関連地区
約15.9ha

清掃工場地区
約16.5ha

凡 例



地区計画区域
(地区整備計画区域)

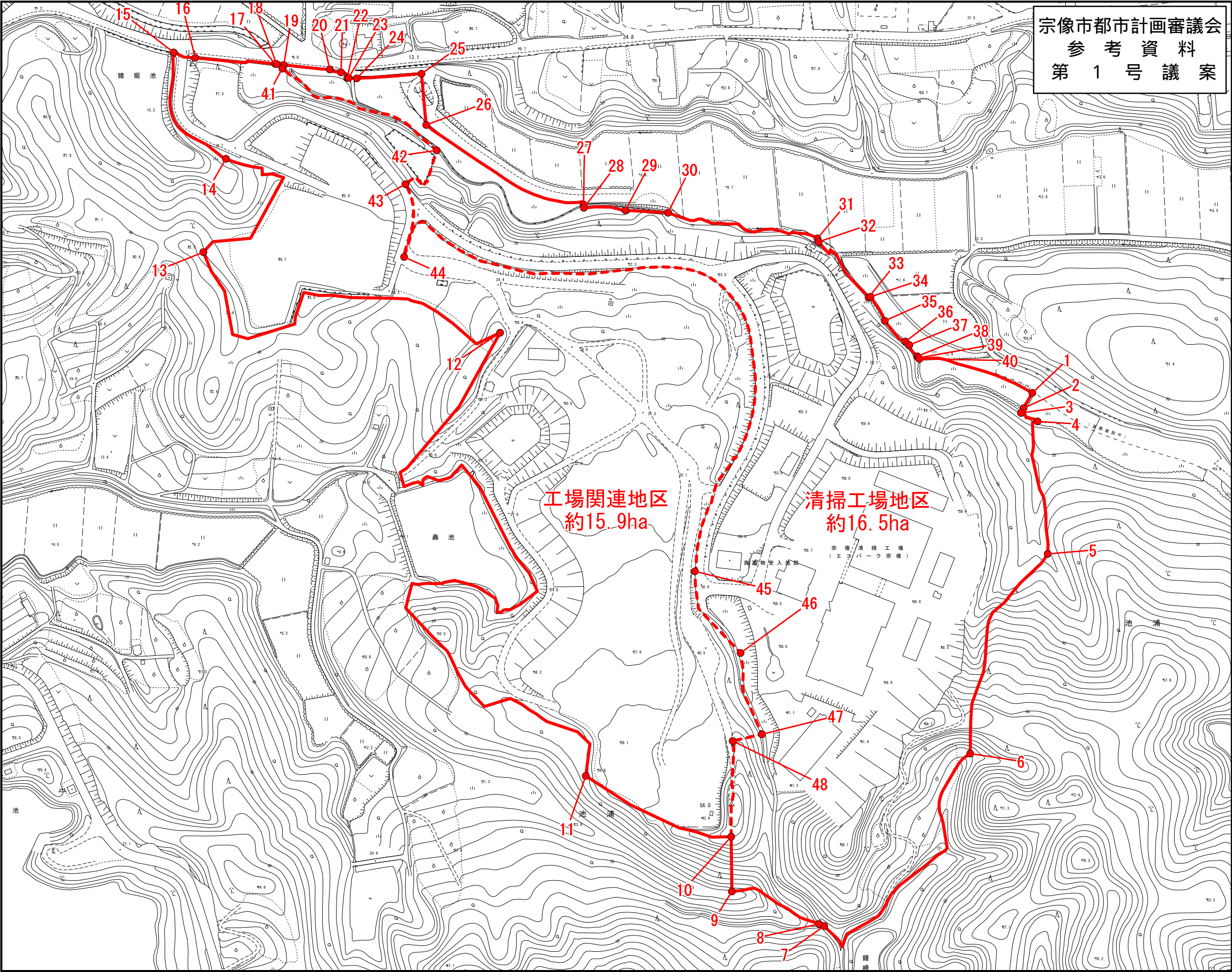


地区区分界

縮尺 S=1 : 6,000

0 100

500m

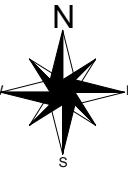


宗像市都市計画審議会
参 考 資 料
第 1 号 議 案

福岡広域都市計画 地区計画の変更
(宗像市決定)

エコパーク地区地区計画

境 界 図
(参考図書)



凡 例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区区分界

区 域 界 表	
1-2	水路(端)
2-3	水路横断
3-4	水路(端)
4-5	道路界(端)
5-6	界
6-7	道路界(端)
7-8	道路横断
8-9	道路界(端)
9-10	界
10-48	界
48-47	界
47-46	道路界(端)
46-45	界
45-44	道路界(端)
44-43	道路横断
43-42	界
42-41	水路(端)
41-18	道路界(端)
18-19	水路横断
19-20	道路界(端)
20-21	水路(端)
21-22	道路界(端)
22-23	水路横断
23-24	道路横断
24-25	道路界(端)
25-26	道路横断
26-27	道路界(端)
27-28	水路横断
28-29	水路(端)
29-30	道路界(端)
30-31	水路(端)
31-32	道路横断
32-33	水路(端)
33-34	水路(端)
34-35	道路界(端)
35-36	水路(端)
36-37	道路界(端)
37-38	水路(端)
38-39	道路界(端)
39-40	水路横断
40-1	道路界(端)

工 場 関 連 地 区	
15-16	道路横断
16-17	道路界(端)
17-18	道路横断
18-41	道路界(端)
41-42	水路(端)
42-43	界
43-44	道路横断
44-45	道路界(端)
45-46	界
46-47	道路界(端)
47-48	界
48-10	界
11-12	界
12-13	界
13-14	界
14-15	道路界(端)

縮尺 S=1 : 3,500



が変更部分

名 称		エコパーク地区地区計画
位 置		宗像市池浦、吉田、江口及び池田の各一部
面 積		約３２．４ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、宗像市の北西部に位置し、既存の宗像清掃工場などの工場及び今後は流通業務施設の集約を目指す地区である。 第２次宗像市都市計画マスタープランでは、「工業流通業務地」として位置付けられ、自然環境の保全や周辺環境との調和を前提とし、清掃工場周辺は新規の企業誘致や既存企業の再配置の受け皿として位置付けられている。 そこで本計画は、緑豊かで自然環境と調和した工業流通業務施設の集積を図りつつ、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	自然環境と調和した工業流通業務施設の集積を誘導するため、地区を２つに細区分し、それぞれ次のような土地利用を誘導する。 【清掃工場地区】 豊かな自然環境と調和した清掃工場を配置する。 【工場関連地区】 豊かな自然環境と調和した工業流通業務施設を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、自然環境の中で良好な工業流通業務施設の集積を図る。

が変更部分

名 称		エコパーク地区地区計画
位 置		池浦、吉田、江口及び池田の各一部
面 積		約３２．４ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、宗像市の北西部に位置し、既存の宗像清掃工場などの工場及び今後は流通業務施設の集約を目指す地区である。 宗像市都市計画マスタープランでは、「工業流通業務地」として位置づけられ、自然環境の保全や周辺環境との調和を前提とし、清掃工場周辺は新規の企業誘致や既存企業の再配置の受け皿として位置づけられている。 そこで本計画は、緑豊かで自然環境と調和した工業流通業務施設の集積を図りつつ、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	自然環境と調和した工業流通業務施設の集積を誘導するため、地区を２つに細区分し、それぞれ次のような土地利用を誘導する。 【清掃工場地区】 豊かな自然環境と調和した清掃工場を配置する。 【工場関連地区】 豊かな自然環境と調和した工業流通業務施設を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度を定め、自然環境の中で良好な工業流通業務施設の集積を図る。